

当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て 1 点 = 10 円です。

1・調剤管理料及び服薬管理指導料等に関する事項		
調剤管理料 (4 / 28 / 50 / 60 点)	お薬手帳等により服用中の医薬品等について確認するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行います。	
服薬管理指導料 (45 / 59 点)	患者さんごとに作成した薬剤服用歴（薬歴）に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報、後発医薬品に関する情報を薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明や必要な指導を対面又は情報通信機器を用いてオンラインで行い、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。 お薬手帳には、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他の服用に際して注意すべき事項を記載します。	
かかりつけ薬剤師指導料 (76 点)	患者さんは選択した 1 名の「かかりつけ薬剤師」が、保険医と連携して他の医療機関や薬局からの処方薬や、一般用医薬品・健康食品及び飲食物についても一元的・継続的に把握した上で、服薬指導等を行うものです。「かかりつけ薬剤師」は保険薬剤師として相当の経験と実績を有しており、研修認定を取得しています。また当薬局に一定の時間以上勤務し、いつでも薬や健康の相談を受け付けます。同意書が必要であり、お薬手帳には患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師氏名・薬局名を記載します。	
かかりつけ薬剤師包括管理料 (291 点)	医療機関で「地域包括診療加算」若しくは「認知症地域包括診療料」を算定されている患者さんで同意を得た場合、薬剤調製料の「時間外等加算」、「夜間・休日等加算」、「在宅患者調剤加算」及び「在宅患者訪問薬剤管理指導料」、「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料」、「在宅患者緊急時等共同指導料」、「退院時共同指導料」、「経管投薬支援料」、「使用薬剤料」、「特定保険医療材料料」以外の費用が包括される「かかりつけ薬剤師包括管理料」を算定します。	
2・地域支援体制加算に関する事項		
地域支援体制加算 (10 / 32 / 40 点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。	
3・無菌製剤処理加算に関する事項		
無菌製剤処理加算 (69 / 79 点) 6歳未満の乳幼児の場合 (137 / 147 点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻薬につき無菌製剤処理を行った場合は、1 日につき所定の点数を加算します。	
4・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項		
1 : 単一建物診療患者が 1 人の場合 650 点 / 回	あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対し、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患者を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、単一建物診療患者の人数に応じて所定の点数を算定します。	
2 : 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合 320 点 / 回		
3 : 1 及び 2 以外の場合 290 点 / 回		
在宅患者オンライン薬剤管理指導料 (59 点)	在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対して、情報通信機器を用いた薬学的管理及び指導（訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合に算定します。	
5・後発医薬品調剤体制加算に関する事項		
後発医薬品調剤体制加算 (21 / 28 / 30 点)	後発医薬品の調剤に関して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。	
6・連携強化加算に関する事項		
連携強化加算 (5 点)	他の保険薬局、保健医療機関及び都道府県等の連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。	
7・医療 DX 推進体制整備加算に関する事項		
医療 DX 推進体制整備加算 (4 点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、月 1 回に限り所定の点数を加算します。	
8・医療情報取得加算に関する事項		
医療情報取得加算 (1 / 3 点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険薬局において調剤した場合、6 月に 1 回に限り所定の点数を加算します。	
9・在宅薬学総合体制加算に関する事項		
在宅薬学総合体制加算 (15 / 50 点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護保険における居宅生活管理指導費を算定している患者等の調剤をした場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。	

調剤報酬点数表（令和6年6月1日施行）

第1節 調剤技術料

項目	届出	主な要件	点数
①調剤基本料 1	○	調剤基本料 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 特別調剤基本料 A、B 以外 月4,000回数未満かつ集中率70%以上(手取り3種類構成料)	45点
②調剤基本料 2		月2,000回数～4,000回数かつ集中率85%以上 月4,000回数未満かつ集中率70%以上(手取り3種類構成料)	29点
③調剤基本料 3	○	特定の医療機関からの処方箋受け回数4,000回超 ※1. 保険薬局と同一の建物内の他の薬局 ※2. 在宅患者訪問薬剤管理指導料と同一の建物中の最も高い医療機関が同一の場合は、当該受取料を含む場合	24点
④特別調剤基本料	□	40万回数又は保険薬局が300種類以上かつ集中率85%以上 八、40万回数又は保険薬局が300種類以上かつ集中率85%以下	19点
分割調剤		A 保険医療機関と不動産業者等との特別な関係かつ集中率50%超 B 地方衛生局による調剤を行わなかった箇所	3点
分担保存の困難性等 後発医薬品の適用		1 分割調剤二回き（1 部分の2回目以降） 2 分割調剤につき（1 部分の2回目のみ）	5点
地域支援体制加算 1	○	調剤基本料 1 (3種目以上)	32点
地域支援体制加算 2		調剤基本料 1 (8種目以上)	40点
地域支援体制加算 3	○	調剤基本料 1以外（かかりつけと在宅業績を含む3項目以上）	特別調剤基本料 A(110/100) 特別調剤基本料 B(110/100)
地域支援体制加算 4		調剤基本料 1以外（8項目以上）	32点
連携強化加算	○	第二種協定指定医療機関であること、オンライン薬剤指導の体制等	5点
後発医薬品調剤体制加算 1		後発医薬品の調剤数量が80%以上	21点
後発医薬品使用体制加算 2	○	後発医薬品の調剤数量が85%以上	29点
後発医薬品使用体制加算 3		後発医薬品の調剤数量が90%以上	30点
後発医薬品減価		後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	5点
在宅薬学総合体制加算 1		直近 1 年以内の在宅業績24回以上等の体制	15点
在宅薬学総合体制加算 2	○	「1」の基準の他、医療用麻薬の併用、無菌製剤処理体制、直近 1 年間に在宅の乳幼児・小児対応定期加算の算定 6 回以上と、かかりつけ薬剤師指導料等の算定24回以上など	50点
医療DX推進体制整備加算	○	電子処方対応、オンライン診療情報活用、マイナ保険証の利用実績等	4点 (月1回まで)
薬剤調整料		内服薬 1 剤につき、3 制剤分まで	24点
便服薬		1 制剤につき、3 制剤分まで	21点
灌腸薬		1 制剤につき、3 制剤分まで	6点
湯薬		1 制剤につき、3 制剤分まで	7日分以下 190点 7日分以上 190点+1点につき10点 29日分以上 400点
直射薬		1 制剤につき、3 制剤分まで	26点
外用液		1 制剤につき、3 制剤分まで	10点
内服乳液	○	1 日につき ※注射薬のみ 生理食塩水等で希釈する場合を含む 無菌的に充填する場合を含む	69点 (6歳未満137点) 79点 (6歳未満147点) 69点 (6歳未満153点)
麻薬等加算 (麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬)		1 調剤につき	50点
自家薬剤加算 (内服薬)		同一薬剤が薬費収載されていても、供給問題で入手困難であれば算定可 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	7日分につき20点
自家薬剤加算 (外用薬)		同一薬剤につき ※同一規格が薬費収載されていても、供給問題で入手困難であれば算定可	45点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき ※同一規格が薬費収載されていても、供給問題で入手困難であれば算定可	90点
自家薬剤加算 (外用薬)		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	75点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	45点
自家薬剤加算 (外用薬)		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	90点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	75点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	45点
自家薬剤加算 (外用薬)		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	90点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	75点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	45点
自家薬剤加算 (外用薬)		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	90点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	75点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	45点
自家薬剤加算 (外用薬)		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	90点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	75点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	45点
自家薬剤加算 (外用薬)		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	90点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	75点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	45点
自家薬剤加算 (外用薬)		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	90点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	75点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	45点
自家薬剤加算 (外用薬)		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	90点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	75点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	45点
自家薬剤加算 (外用薬)		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	90点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	75点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	45点
自家薬剤加算 (外用薬)		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	90点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	75点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		1 調剤につき 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	45点